

大阪市告示第803号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり大阪市立男女共同参画センター西部館の指定管理者が大阪市立こども文化センターの施設内において行う男女共同参画センター西部館事業の内容等について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年6月7日

大阪市長 横山英幸

事業名	実施日時	事業を行うこども文化センターの施設
シネマトーク『真実』ハハム スメ葛藤と女であること	令和6年6月29日（土） 9時から21時30分	ホール、控室1、控室2

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）